

医療法人社団 智孝会 錦野クリニック
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団 智孝会 が実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の自宅を訪問し、心身の機能維持回復を図り日常生活の自立を助けるため、適切な訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

1. 錦野クリニックが実施する訪問リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
2. 訪問リハビリテーションの提供の対象は、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者等とする。
3. 訪問リハビリテーション等の実施に当たっては、利用者の自宅に訪問し、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
4. 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、その他の関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 錦野クリニック 訪問リハビリ ゆめ広場
2. 所在地 静岡県藤枝市青葉町2-1-47
電話 054-634-3322（代）054-636-5000
FAX 054-634-3323

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 医師（管理者）1人（常勤 1名）診療所と兼務
医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定訪問リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。
2. 従事者
理学療法士若しくは作業療法士・言語聴覚士等 1名以上

従事者は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日
ただし、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯 午前8時45分～午後5時15分

（訪問リハビリテーション等の内容）

第7条

1. 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し基本的な動作能力または応用的動作能力、社会適応能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(通常の事業の実施範囲)

第8条

1. 通常の訪問区域の範囲については藤枝市内とする。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第9条

1. サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。
2. 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。
3. 感染症の発生、流行性疾患の蔓延のないように必要な措置を講ずる。
4. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむおえない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

(利用料その他の費用の額)

第10条

1. 訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その介護保険自己負担割合分の額とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得ることとする。
①第8条に規定した通常の実地地域を超えて行う訪問に要した交通費 50円/km
4. その他に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に対して事前に説明し了承を得たものに限り徴収する。

(事故発生時の対応)

第11条

1. 従業者等は、訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。又、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
2. 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
3. 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第12条

1. 訪問リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止・身体拘束等の適正化および感染症対策)

第13条

1. 事業所は虐待の発生・その再発防止をするため法人内で委員会の設置や指針の整備・研修を行う。また、身体拘束等の適正化を図り、生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし身体拘束等を行う場合には、態様・時間・心身の状況や理由を記録する事を義務付ける。
2. 事業所において感染症の発生・まん延防止につとめ、法人内での委員会の設置や指針整備・研修や訓練実施を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条

- 1 従業者の質の向上を図る為の研修の機会を設け、業務体制を整備する。
① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
② 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は錦野クリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成30年6月1日より施行する

この規則は令和6年6月1日より施行する